

浦安市告示第31号

浦安市老人クラブ補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市老人クラブ補助金交付要綱（昭和55年告示第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号本文中「老人で」を「者で」に、「受理された単位老人クラブ」を「かつ、老人クラブ連合会の構成員であるもの」に改め、同号ただし書中「30人以上とする」を「市長が認めた数に減ずる」に改める。

第3条の表単位老人クラブの項補助金の額の欄中「120,000円」を「135,000円」に、「152,000円」を「171,000円」に、「168,000円」を「189,000円」に、「184,000円に2,400円」を「207,000円に2,700円」に改め、同表老人クラブ連合会の項補助金の額の欄中「3,600,000円」を「4,050,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の浦安市老人クラブ補助金交付要綱第2条の規定は、令和5年4月1日から適用する。